平成２５年（フ）第１９号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北４丁目18番地５　Ｂ―203号、居所愛知県豊川市御津町御馬梅田12―３
債務者　畠中　利夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７１号
鳥取県鳥取市滝山417番地６、住民票上の住所鳥取県鳥取市気高町八束水676番地
債務者　細田　若葉（旧姓田邊）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市松原405番地の５
債務者　髙田　勝宏
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
鳥取県米子市下新印422番地６
債務者　影山　敬一
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１８４号
広島市西区三篠町２丁目10番２―303号
債務者　小法師重暁
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９号
広島市南区霞１丁目４番３―803号
債務者　三川　桂子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８号
広島県東広島市西条町西条東966番地１　ラッシュフィールド201号
債務者　湯川　浩二
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４６号
広島市安佐南区長束３丁目35番13―310号
債務者　西　　恭兵
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８８号
広島県東広島市高屋町桧山749番地２　プチコート205
債務者　松野　泰樹
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４号
山口県下関市梶栗町２丁目３番Ｒ３―502号　市営松風荘
債務者　稲田　久美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
山口県下関市小月茶屋３丁目２番１号　センチュリー・ホープ201号
債務者　大西　竜夫
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
高知県高岡郡中土佐町久礼5246番地３、前住所高知県高岡郡中土佐町久礼5288番地２
債務者　陣　　麻美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第３５号
熊本県八代市麦島西町８号14番地
債務者　髙岡　　修
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第７３号
宮崎市佐土原町下田島9241番地　安藤アパート105号
債務者　直井　弥生（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３号
鹿児島県霧島市国分敷根1061番地１
債務者　脇坂　宗治
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
秋田市横森２丁目14番36号
債務者　高松　信雄
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
長野市桐原２丁目４―８　理容プラージュ北長野桐原店舗内、住民票上の住所長野県佐久市中込２丁目６番地13　ネオグレイススエトシ103
債務者　山本　義弘
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　長野地方裁判所民事部破産係